

佐賀県動物愛護管理推進計画 (最終案)

～人と動物が共生できる社会の実現を目指して～

平成20(2008)年3月
佐賀県

目次

第1	計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	対象地域及び期間	
第2	計画の基本方針	2
1	飼い主の社会的責任の徹底	
2	事業者の社会的責任の徹底	
3	連携・協働による施策の推進	
4	致死処分数減少への取組	
5	県民と動物の安全の確保	
第3	課題への具体的取組	5
1	飼い主の社会的責任の徹底	
	(1) 適正飼養の普及啓発の強化	
	(2) 犬の適正飼養の徹底	
	(3) ねこの適正飼養の徹底	
	(4) 犬、ねこ以外のペットの適正飼養の徹底	
	(5) 多頭飼養者等への監視・指導の強化	
2	事業者の社会的責任の徹底	9
	(1) 動物取扱業の監視の強化	
	(2) 動物取扱業への指導事項の拡大	
	(3) 動物取扱業の資質の向上	
	(4) 実験動物施設への普及啓発	
	(5) 畜産業者等への指導	
	(6) 身体障害者補助犬法の普及啓発	
3	連携・協働による施策の推進	13
	(1) 動物愛護推進員制度の活用(民間ボランティア)	
	(2) 動物愛護団体との協働	
	(3) 県・市町・県獣医師会の連携の強化	
	(4) 教育機関との連携	
	(5) 動物愛護思想の普及啓発	
4	致死処分数減少への取組	17
	(1) 譲渡拡大のための仕組みづくり	
	(2) 犬、ねこの引取り手数料の設定	
	(3) 引取り場所の見直し	

(4) 飼い主への返還率の向上	
5 県民と動物の安全の確保	20
(1) 動物由来感染症対策	
(2) 災害時対策	
第 4 計画の推進	21
1 計画の周知	
2 計画の実施体制の整備	
3 市町との連携推進	
4 関係団体との連携推進	
5 達成状況の評価と計画の見直し	22

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

佐賀県動物愛護管理推進計画（以下、「本計画」という。）は、少子高齢化、核家族化、動物（ペット）に対する意識の変化等による今日の動物を取り巻く社会情勢を踏まえ、飼い主、動物取扱業者、動物の愛護活動を行っている団体等（以下、「動物愛護団体」という。）地域の住民など、動物に関わるすべての人々による、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、県が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、佐賀県の実情を踏まえた上で、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条に基づく計画です。

計画では、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行い、計画的かつ統一的に施策を遂行していきます。

3 対象地域及び期間

（1）対象地域

佐賀県全域

（2）期 間

本計画の期間は、平成20年（2008）年度から平成29年（2017）年度までの10年間とします。

第2 計画の基本方針

1 飼い主の社会的責任の徹底

飼い主は、動物を所有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように注意するとともに、動物の生命を尊重して終生飼養に努めなければなりません。

具体的には、犬の放し飼い、犬の散歩中のふんの放置及び動物の鳴き声等の迷惑防止措置並びにみだりな繁殖の防止、ねこの屋内飼育の促進及び所有者がいない動物に対する自分勝手な思い込みによる餌やり行為の防止等が必要です。

佐賀県においては、苦情・相談件数は減少傾向にあるものの、犬やねこを合わせて6頭以上飼養している者（以下、「多頭飼養者という。」）による周辺住民への迷惑問題の発生があるのも事実です。

こうしたことから、条例制定による規制強化を行うとともに、関係行政機関、県獣医師会、教育関係機関、動物愛護団体、関係業界及び地域団体等と相互に連携を図り、人と動物が共生できる社会の実現を目指して「動物の適正飼養管理と飼い主のマナーアップ」の徹底指導と啓発に取り組んでいきます。

2 事業者の社会的責任の徹底

動物取扱業に対する規制強化及び動物取扱業全般における施設や管理の水準向上を目的として、平成17年6月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業が従前の届出制が登録制とされました。

佐賀県においては、平成18年11月に発生した動物取扱業者による犬の不適正な飼養管理問題を踏まえ、動物の適正な取扱を確保するという動物愛護の観点に立って、問題発生の未然防止、発生時の早期対応を重要課題として位置づけ、このための監視・指導の強化及び動物愛護推進員等の協力体制の整備に努めていきます。

また、優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上に取り組んでいきます。

3 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、マナーの悪い飼い主による周辺住民への迷惑問題、動物愛護思想の欠如による虐待や遺棄などの問題及び動物取扱業者の不適正飼養等の問題など多岐に渡っています。これらの課題に対して県や市町などの関係行政機関にとどまらず、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得て実施主体の役割分担を明確化して、連携・協働による取組を推進していくことが必要です。

(1) 佐賀県の役割

県には、犬の捕獲収容及び返還、犬・ねこの引取り及び譲渡、動物取扱業の登録と監視指導の他に、動物由来感染症対策、災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。動物愛護管理推進の中核として、関係行政機関、県獣医師会、教育関係機関、動物愛護団体、関係業界及び地域団体等の関係者と連携し、計画全体の着実な進行管理の役割を果たしていく必要があります。

(2) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、そうした課題解決には、地域の事情に精通した市町の役割が重要となります。したがって、市町は県の課題解決に協力し、この計画に基づき地域における動物の飼い主や住民に対する普及啓発を推進するとともに、震災等の災害発生時には、市町が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行して避難してくることが想定されることから、動物の取扱いについて一定のルール等を設ける必要があります。

(3) 動物の飼い主の役割

動物が命あるものであることを十分に認識し、適正な飼養管理に努めるとともに、「人と動物が共生できる社会」の実現のために飼い主責任について十分理解し、それを実行することです。そのためには、飼養開始前の段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについても、十分理解して対応しておく必要があります。また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していく必要があります。

(4) 動物取扱業者の役割

適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等を確実に実施するとともに、購入者に飼い主責務の浸透を図るなどして、「人と動物が共生できる社会」の実現の一翼を担う社会的な役割を果たしていく必要があります。

(5) 県民の役割

人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提として、地域コミュニティの中で動物を愛護すべきと考える人と動物に対して必ずしも好意を持たない人との相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容と調和による関係を築いていく努力が必要です。

(6) 佐賀県獣医師会の役割

公益的な職能団体として専門的な立場から、動物の保健衛生並びに適正管理の面からこの計画を推進する役割を果たしていく必要があります。

(7) 動物愛護推進員(動物愛護民間ボランティア)の役割

動物愛護に熱意と識見を有する県民の中から知事が委嘱する動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、動物愛護管理法第38条により次の活動を行うこととされています。

- ・ 犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養の重要性の住民への普及啓発
- ・ 住民の求めに応じた、犬、ねこ等のみだりな繁殖の防止措置に関する助言
- ・ 犬、ねこ等の譲渡のあっせん、その他の必要な支援
- ・ 行政が行う動物愛護管理施策への必要な協力

(8) 動物愛護団体、関係団体等の役割

動物愛護団体や関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市町のパートナーとして、「人と動物が共生できる社会」を目指した社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

(9) 学校等教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童に対する動物愛護教育に努め、この計画を推進します。

4 致死処分数減少への取組

さらなる致死処分数の減少に向けて適正な飼養の普及によるみだりな繁殖や遺棄の防止等を推進するとともに、譲渡事業の充実などの新たな施策に取り組んでいきます。

5 県民と動物の安全の確保

動物由来感染症が発生した場合の対策として、平常時から、動物の取扱いと動物由来感染症の正しい知識の普及啓発の推進を図るとともに、発生時対応マニュアルの作成を行います。

また、災害時対策として、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化を通じて、動物の救護等が適切かつ円滑に行うことができるような体制の整備及び逸走防止や所有者明示等の所有者責任の徹底に関する措置を推進します。

第3 課題への具体的取組

1 飼い主の社会的責任の徹底

現状と課題

(1) 動物に関する苦情・相談

犬による苦情・相談は平成9年度以降多少減少していますが、ねこに関する苦情・相談は増加傾向にあります。犬の放し飼いや散歩中の糞の放置等の不適切な動物の管理に起因する様々な苦情・相談が、多数を占めています。

また、その他のペットの苦情・相談としては、ウサギや爬虫類の遺棄等の苦情相談が寄せられております。

(2) 犬の狂犬病注射接種率の低下

平成10年度の狂犬病予防注射接種率は、全国が82%、佐賀県が85%でしたが、平成18年度には全国74%、佐賀県は73%まで低下しています。全国の飼養頭数は、ペットフード工業会の調査によると平成17年度の登録数の2倍の約1,300万頭と推計されていることから、佐賀県においても相当数の未登録の犬が飼養されていると考えられ、実際の接種率は50%前後と推定されます。

(3) 犬の咬傷事故の発生状況

平成18年度には42件の届出があり、約10年前からほとんど変わりません。事故の多くは、「配達・訪問中」「通行中」「犬に手を出した」であり、犬のしつけや他者に対する配慮の不足等が主な原因となっています。

(4) 地域ねこへの取組

住宅地や公園等に住みついている飼い主のいないねこを単に排除するのではなく、ねこにも命があるのだという考えに基づき、地域住民の合意のもとに、一定のルールをつくり飼養管理していこうという考えがあります。このようにして適正に飼養管理されているねこを「地域ねこ」といいます。

佐賀県では、適正な飼養管理を行わずに飼い主のいないねこにエサを与えることによって迷惑問題が発生しており、「地域ねこ」への取り組みが必要と考えております。

(5) 多頭飼養者等による周辺住民への迷惑問題

動物愛護管理法では、動物取扱業者へ立入検査の権限はありますが、営業者ではない動物の飼養者に対する立入検査の権限がないため、多頭飼養者等による飼養動物の鳴き声や悪臭

による周辺住民への迷惑問題が発生しても十分な指導ができない状況にあります。

具体的な取組

飼い主に対して動物を飼い始める前段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについて十分理解させ、また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう社会的責任についての啓発等を行うことにより、平成29年度までに動物に関する苦情・相談件数の25%削減を図ります。(平成18年度比較)

(1) 適正飼養の普及啓発の強化

安易な飼養防止の普及啓発

安易な飼養を防止するために譲渡時の講習会において、病気になった場合や飼養にかかる経費、繁殖制限の必要性、問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の世話の問題など、飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。また、動物販売業者の販売説明の中で飼い主への普及啓発の協力を働きかけていきます。

普及啓発活動の場の拡大(新規)

飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、関連団体との協力により、ペット用品販売施設、動物取扱業、動物病院等の飼い主がよく利用する施設にポスター、パンフレットを置くなど、普及啓発を行う場を拡大していきます。

ホームページを活用した普及啓発(新規)

県のホームページを活用することに加え、動物愛護団体等のブログを活用していきます。

動物の遺棄・虐待への対応(新規)

動物の遺棄を未然に防止するため、捨て犬や捨てねこの多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を見直していきます。

また、虐待を疑う事例が発生した場合に、市町や動物愛護推進員と連携し原因究明及び再発防止に努めます。

ペット相談窓口の充実

ペットの多様化によりペットに関する様々な問題等も発生していることから、これらの問題に関するアドバイスが出来る職員を要請し、ペット相談窓口の充実を図ります。

所有者明示(個体識別)措置の推進

犬における鑑札・注射済票の装着の徹底を図るとともに、犬以外の動物についても所有者明示措置の実施の推進、特にマイクロチップ装着について、積極的な普及推進に取り組みます。

不妊・去勢手術の普及啓発

人間社会で生きる動物たちは、不妊・去勢手術により過剰繁殖を防ぐことは、結果として多くの罪もない命を救うことができるばかりでなく、動物の健康管理と行動学的に有益であることを普及啓発します。

年度	20	21	22	23	24	25以降
普及啓発活動の場の拡大	パンフレットの作成	利用施設での普及啓発の実施				
ホームページを活用した普及啓発	実施方法の検討	普及啓発の実施				
動物の遺棄・虐待への対応	実施方法の検討	関係団体との協議		注意喚起の掲示物を設置		
		関係行政機関との協議				

(2) 犬の適正飼養の徹底

登録・狂犬病予防注射接種率の向上（新規）

狂犬病予防注射と登録・注射済票交付を同時に行えるなど、飼い主が手続きしやすい環境を整備することによって、登録と狂犬病予防接種が確実に行われるよう、県が調整役となり市町における動物病院への事務委託の検討を行います。

咬傷事故の未然防止の徹底（新規）

咬傷事故は、死亡事故にもなりかねない重大な問題であることを飼い主へ認識してもらうため、重大事故の事例や、犬と飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、しつけ教室や譲渡会などでの活用を図ります。

地域のルール遵守の普及啓発

犬の放し飼いや糞の放置については、県内各市町の犬取締条例や佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する条例により禁止されておりますが、犬を飼う上での最低限のマナーであることはいうまでもありません。これらのことを周知徹底するとともに、市町、動物愛護推進員、地域団体等との連携により、飼い主への指導を行っていきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
動物病院での登録・注射済票交付代行の促進	市町、獣医師会、県との協議		動物病院での登録事務等の代行促進			
咬傷事故の未然防止の徹底	テキストの作成・配布		しつけ教室等での活用			

(3) ねこの適正飼養の徹底

屋内飼養及び繁殖制限の推進（新規）

屋内飼養の推進を図るため、交通事故や感染症の予防などの屋内飼養の利点について啓発するパンフレット等を作成して配布するとともに、市町と連携して、広報紙等を活用した普及啓発の実施を図ります。

なお、屋内飼養できない場合は、原則として不妊・去勢手術などの繁殖を制限するための措置を講じるよう普及啓発を図ります。

また、首輪等の個体標識の装着に関しても、災害発生時においても飼い主がすぐに判明するなどの利点を、同様に周知していきます。

地域ねこへの取組み（新規）

県はモデル地区を設定し、飼い主のいないねこに対する地区住民の取組を支援することについて市町と連携して検討するとともに、飼い主のいないねこの愛護と管理の両立を目指したガイドライン等を作成し、関係機関と連携して、ガイドライン等を参考に飼い主のいないねこ対策に取り組みます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
屋内飼育及び繁殖制限の推進	パンフレット等の作成		配布及び指導			
地域ねこへの取組み	モデル地区設定・ガイドライン作成		取組の実施			

(4) 犬、ねこ以外のペットの適正飼養の徹底（新規）

犬、ねこ以外のペットの適正飼養の徹底については、犬やねここと併せて普及啓発を行い、遺棄や虐待の防止に努めます。

(5) 多頭飼養者等への指導の強化（新規）

多頭飼養者等による苦情や崩壊等を未然に防ぐために指導マニュアルを作成し、適正な飼養ができるよう指導に努めます。

なお、指導に従わない多頭飼養者等に対しては、営業者ではない動物の飼養者に対する立入検査の権限を条例に規定し、指導の強化を行い多頭飼養者等による周辺住民への迷惑問題の解決に努めます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
多頭飼養者等への指導の徹底	指導マニュアル及び条例の策定		指導の徹底			

2 事業者の社会的責任の徹底

現状と課題

(1) 動物取扱業

登録施設数

平成 18 年 6 月 1 日に改正動物愛護管理法が施行され、平成 19 年 6 月 1 日から登録制となりました。平成 19 年 6 月 1 日現在、219 施設が登録されています。

なお、登録への移行に際し、施設の不備による登録拒否が 1 件ありました。

法改正による規制強化

届出制から登録制となり、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消及び業務停止の命令措置が設けられました。また、事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任及び「動物取扱責任者研修」の受講が義務付けられました。

(2) 実験動物及び産業動物の取扱施設

実験動物及び産業動物の取扱施設における動物の管理状況等の把握ができていないことから、まずはアンケート調査等により実態を把握し、これらの施設に対して適正管理の徹底を図っていく必要があります。

(3) レストラン等における身体障害者補助犬への対応状況

補助犬は、目や耳、からだの不自由な人のために働く盲導犬、聴導犬及び介助犬のことですが、日本では、まだ理解が十分ではなく、レストランなどで、補助犬同伴の入店を断られるケースがありました。そこで、平成 14 年 10 月に「身体障害者補助犬法」が施行され、公共施設や交通機関への同伴が可能となり、さらに平成 15 年 10 月からはデパートやスーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも同伴できるようになりました。

しかし、未だに県民の理解が十分とはいえない状況にありますので、「身体障害者補助犬法」の普及啓発を図っていく必要があります。

具体的な取組

(1) 動物取扱業の監視の強化

事業者評価に基づく重点監視の実施（新規）

事業者に対する監視指導を効率的に行うために、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価結果に応じて事業者に対して重点的な監視指導を実施していきます。また、事業者からの情報収集を行い無登録業者の徹底的な排除に努めます。

動物愛護推進員との協働による効果的な監視指導の実施（新規）

地域での動物取扱業の状況を把握できる動物愛護推進員からの情報を監視指導に生かすため、情報提供に協力できる動物愛護推進員を募って連携することにより、効果的な監視

指導を実施していきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
事業者評価に基づく 重点監視の実施	評価基準の設定 ←→					
動物愛護推進員との 協働による効果的な 監視指導の実施	通常監視 ←→	評価に基づく重点監視の実施 (無登録業者の排除) →				
	推進員の委嘱等 ←→			推進員との協働 →		

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大

飼い主の自覚と負担に関する説明の徹底

動物販売業者が購入者に対して法令に基づく説明を行う際に、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

繁殖業者の出荷時期の明示指導（新規）

親から早く離された幼齢な犬やねこは、病気への抵抗力が弱く、社会性の獲得が難しい場合が多いことから、動物愛護管理法では幼齢な犬やねこの販売制限の規定がありますが、明確な基準がありません。

そこで、動物販売業者が販売する動物の生年月日を表示する際、その動物が繁殖業者から出荷された日も併せて明示することにより、親から離された時期を購入者が判断し社会性獲得の度合いを推測できる仕組みを、専門家や事業者団体の意見を聞きながら検討し、事業者が実施するよう指導していきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
繁殖業者の出荷時期 の明示指導	実態調査方法の検討 ←→	実態調査 ←→	実施手法の検討 ←→	事業者団体との調整 ←→	モデル実施 ←→	指導の本格実施 →
		専門家・事業者団体のヒヤリング				

(3) 動物取扱業の資質の向上

動物取扱責任者研修の充実及び受講料の設定（新規）

動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導するとともに、講義の後にテストやアンケート等で、理解度の確認を行い、研修内容の充実を図っていきます。

また、動物取扱責任者の初回受講者向けには、基本的な法令等に関する知識と、求めら

れる社会的責務についての内容を加えるなど、必要とされる知識がトータルで習得できるよう、カリキュラムを工夫し、研修の効果を高めていきます。

なお、研修会充実及び受益者負担の観点から、一定額の受講料を徴収していきます。

動物取扱業の資質向上支援（新規）

動物愛護の観点から、水準の高い動物の取扱いを行う事業者が県民に選択され、業界全体のレベル向上に事業者が自ら取り組んでいけるよう、事業者団体や動物愛護団体等と連携し、業界の育成支援を行っていきます。

年 度	20	21	22	23	24	25以降
動物取扱責任者研修 受講料の設定	受講料の徴収					
動物取扱業の資質向上支援	監視指導による実態把握		資質向上支援の実施			
	実施手法の検討		事業者団体等との調整			

（４）実験動物施設への普及啓発（新規）

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するため、アンケート調査等により動物の飼養状況を把握していきます。

また、関係課との連携により、「犬の登録等の義務」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、動物実験が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」（苦痛の軽減 Refinement、使用数の削減 Reduction、代替法の活用 Replacement）等の普及啓発を行っていきます。

年 度	20	21	22	23	24	25以降
実験動物施設への 普及啓発		調査内容検討	アンケート調査		アンケート調査	
		普及啓発の実施				

(5) 畜産業者等への指導（新規）

畜産業者、養鶏業者等に対して、関係課との連携により、家畜、家禽などの産業動物の適正な取扱いや施設の管理について指導を行うとともに、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
畜産業者等への指導		チラシ内容の検討	チラシ作成	チラシの配布		

(6) 身体障害者補助犬法の普及啓発等

県では、補助犬を使用する身体障害者のレストラン等の施設の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進を支援することを目的として、補助犬について県民のより一層の理解を深めるため飲食店や旅館等の関係機関へパンフレットの配布等を行い、普及啓発の推進に努めます。

また、しつけが出来た優良な家庭犬などについても飲食店や旅館等の理解が得られ、利用可能となるよう普及啓発の推進に努めます。

3 連携・協働による施策の推進

現状と課題

(1) 動物愛護推進員制度の活用（民間ボランティア）

動物の愛護管理に関する取組については、住民の方々の意識や要望等が地域により異なっていることから、その地域の実態に見合った方法で行っていくことが必要です。また、県だけが単独で取り組むのではなく、その地域を十分に理解し、地域に根ざした活動を行っている地域団体の力を借り、住民活動として広げていくことが重要です。この地域に根ざした住民活動の中心的な役割を果たすものが動物愛護推進員であり、同推進員の活動を支援する団体が動物愛護推進協議会です。知事が委嘱する動物愛護推進員の活動は、動物の愛護と適正飼養の重要性についての啓発活動の実施や、繁殖制限や所有者明示措置に関する助言、譲渡のあっせん等、法に規定された活動を行うことになっています。

動物愛護推進員の委嘱の推進及び動物愛護推進員への技術的な活動支援体制の仕組みや体制づくりが必要です。

(2) 動物愛護団体との協働

動物の愛護管理に関する取組には、関係団体等との協働が重要です。とりわけ動物愛護団体は、人と動物が共生できる社会の実現のためには欠かせない重要な役割を担っています。最近、県内全域を活動区域とした団体や、法人格を有する団体が組織化され、しつけ教室などの活動が始まったところです。

今後、犬やねこの譲渡事業や愛護教育等の事業を拡大していくためには、こうした団体等と連携し、事業を展開していくことが必要です。

(3) 県・市町・県獣医師会の連携の強化

動物に関する行政への苦情・相談は、感染症、動物の生態及び犬のしつけ方法等に関する知識が必要となるため、県獣医師会の協力のもと動物行政担当職員の資質向上のための研修会を開催するとともに、苦情・相談対応マニュアルを作成し業務の円滑化を図る必要があります。

(4) 教育機関との連携

最近、校内暴力やいじめの問題、更には青少年による残虐な犯罪が世間を驚かすことが多くなってきています。このような事件が起こるたびに、「幼児期の発達と心の教育の重要性」が指摘されています。特に、幼児期における動物との触れ合いのもつ意味は非常に大きく、生命観や動物愛護の精神を育むなどの人格形成に大きな役割を果たすとされています。

しかし、教育現場では、動物の適正な飼養管理に関する知識をもつ専門家がないため、飼養動物が増えすぎたり、病気になるなど、その世話におわれ、幼児や児童、教師ともに負担が大きくなり、動物を飼うことへの抵抗感が増幅しかねない現状にあることも事実です。

佐賀県獣医師会では、平成 17 年度に「学校飼育動物検討委員会」を設置し、アンケートによる学校現場の実態把握や臨床獣医師等を対象とした講習会を開催するなどの取り組みが行われています。

これからは、こうした取組に対するサポートを行うとともに、関係機関や団体等と協働しながら、教育現場の動物飼養に関する活動への支援が必要です。

(5) 動物愛護思想の普及啓発

動物の愛護の基本は、人においてその生命が大切なように、動物の生命についてもその尊厳を守るということにあります。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、動物の習性を考慮して適正に飼うことのみにとどまるものではありません。命あるものとしてやさしい眼差しを向けることができるような態度がなければ、生命尊重、友愛及び平和の情操へつながるような考えや行動は生まれてこないと考えられます。

佐賀県としては、前述の趣旨を踏まえて、関係行政機関、県獣医師会、教育関係機関、動物愛護団体、関係業界及び地域団体等と相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて「県民への動物愛護思想の普及啓発」を積極的に推進することが必要です。

具体的な取組

(1) 動物愛護推進員制度の活用 (民間ボランティア)(新規)

動物愛護推進員の委嘱

ア 地域で動物愛護に熱意と識見を持つ人を市町等から推薦してもらい、動物愛護推進員を委嘱します。

イ 動物愛護推進員の活動への支援等を行う動物愛護推進協議会を設立します。

推進員活動を実施するための技術的支援等

ア 推進員養成研修会の開催

イ 推進員実務研修会の開催

ウ 推進員活動マニュアルの作成

エ 推進員活動を支援するための活動支援窓口を各保健福祉事務所に設置

オ ステッカー (動物愛護推進員の証) の作成

年 度	20	21	22	23	24	25 以降
動物愛護推進員の委嘱	動物愛護推進員の発掘		動物愛護推進員活動			
推進員活動を実施するための技術的支援及び動物愛護関係者の資質向上等	←		←	→		
		要請	委嘱			
			推進員及び行政担当者研修会の開催等			

(2) 動物愛護団体との協働(新規)

県事業の協働の推進

現在、県と県獣医師会との共催により実施している「動物愛護フェスティバルさが」や単独で実施している犬、ねこの譲渡会等については、動物愛護団体等と協働を進めます。

動物愛護団体の活動支援

動物愛護団体が活動しやすいように、イベントの後援、技術支援及び広報支援等を行っていきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
動物愛護団体との協働	協働内容の検討	協働の本格実施				

(3) 県・市町・県獣医師会の連携の強化

行政担当者研修会の開催及び苦情・相談対応マニュアルの作成(新規)

動物に関する相談や苦情・相談処理等の業務を適切かつ円滑に遂行できるよう、感染症や動物の生態並びに犬のしつけ方法等に関する研修会を開催するとともに、苦情・相談対応マニュアルを作成し、動物行政担当者へ配布します。

年度	20	21	22	23	24	25以降
行政担当研修会	要望アンケート調査	研修会の実施				
苦情・相談対応マニュアルの作成	要望アンケート調査	マニュアルの配布				

(4) 教育機関との連携

動物ふれあい教室の実施(新規)

幼、小学生を対象に教育関係者、佐賀県獣医師会、動物愛護団体等と協働し、「動物ふれあい教室」を開催していきます。

学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施(新規)

学校で動物を飼養することは、子ども達の情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、佐賀県獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や感染症に関する研修を実施していきます。

年 度	20	21	22	23	24	25 以降
動物ふれあい教室の実施			実施方法の検討	関係団体との協議	試行・検証	本格実施
学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施		実施方法の検討	関係団体との協議	試行・検証	本格実施	

(5) 動物愛護思想の普及啓発

動物愛護管理法では毎年9月20日から26日までを動物愛護週間と定めており、県では県民の方々へ動物の愛護及び責任を持って飼うことに対する理解を深めてもらうために、毎年、9月23日に佐賀県獣医師会との共催により「動物愛護フェスティバルさが」を実施しています。

しかしながら、年に数件ではありますが、虐待と思われるような情報提供が寄せられています。また、動物愛護に対する意識の浸透度合いを推し量る指標ともいえる犬及びねこの引取り頭数については減少傾向にはありますが、未だ5,000頭弱の引取りがあり、飼い主の終生飼養責任が果たされていない状況にあります。このため、広く県民の間に、動物が命あるものであり、動物を慈しむ愛護の気風を招来し、動物の愛護の精神を日常生活の中に定着させる必要があります。

動物愛護週間行事における普及啓発活動の強化

動物愛護団体等との協働を推進し、普及啓発活動の強化に努めます。

動物愛護管理関係情報の提供機能の強化

県や動物愛護団体等のホームページを活用し、幅広く情報提供を行っていきます。

県・市町・県獣医師会の連携の強化

県・市町・県獣医師会の連携強化を図り、動物愛護思想の普及啓発に努めます。

幼稚園・小学校等の教育現場における普及啓発活動の支援（新規）

(4) の再掲（動物ふれあい教室の実施及び学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の開催など）

年 度	20	21	22	23	24	25 以降
小中学校等の教育現場における普及啓発活動の支援の実施	実施方法の検討	普及啓発支援				

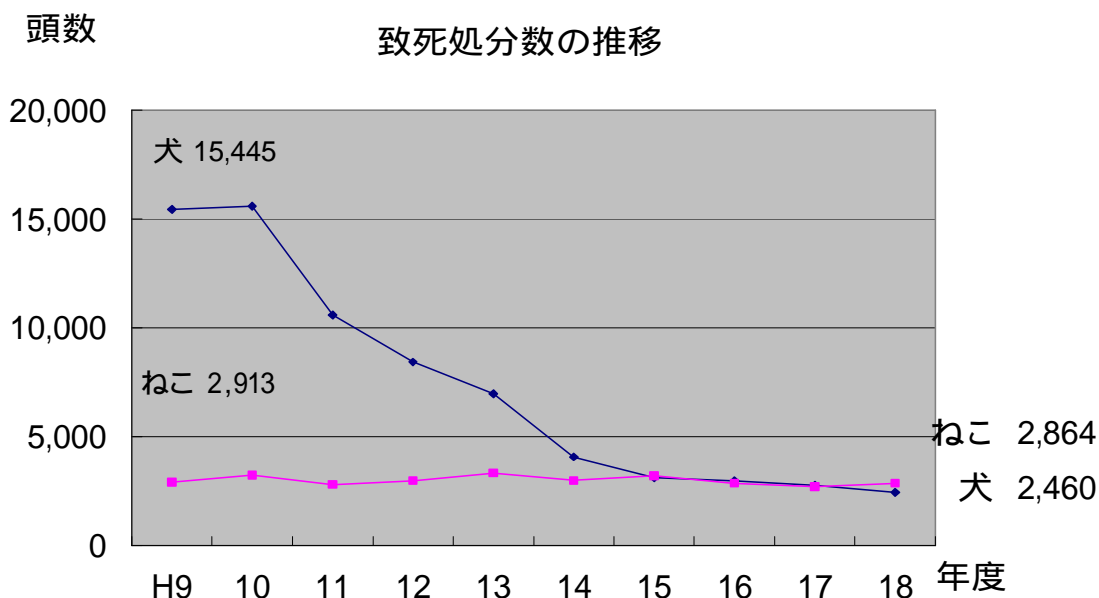
4 致死処分数減少への取組

現状と課題

犬の致死処分数の推移を見ると、平成9年度（10年前）の15,445頭に対して、平成18年度は、2,460頭であり、約6分の1に減少しています。一方、ねこは、10年前の2,913頭に対して、平成18年度は2,864頭であり、ほとんど変化なく3,000頭前後で推移しております。このことは、犬の室内飼養が増加するとともに放し飼いが減少したのに対し、ねこは未だに屋外飼養や飼い主のいないねこによる屋外での繁殖が多いためと考えられます。

なお、平成18年度に捕獲・抑留、引取りされた犬のうち、308頭（11.1%）が返還・譲渡されましたが、ねこの返還・譲渡は18頭（0.6%）であり、ほとんどできていないのが実情です。このことは、譲渡会を開いてもねこの譲渡希望者に対して、ねこを貰いたいと希望する人が極端に少ないためと考えられます。

今後、致死処分数を減少するためには、犬、ねこの引取り数の減少、返還・譲渡率の増加を図る必要があります。



平成18年度 返還、譲渡、致死処分の頭数内訳

	捕獲 (頭)	引取り (頭)	負傷動物 収容 (頭)	返還 (頭)	譲渡 (頭)	致死処 分数	返還譲 渡率 (%)	致死処 分割合 (%)
犬	1,028	1,735	5	119	189	2,460	11.1	88.9
ねこ	-	2,870	12	0	18	2,864	0.6	99.4
計	1,028	4,605	17	119	207	5,324	5.8	94.2

致死処分数 = (捕獲 + 引取り + 負傷動物収容) - (返還 + 譲渡)

犬の返還譲渡率 = (返還 + 譲渡) ÷ (捕獲 + 引取り + 負傷動物収容) × 100

ねこの返還譲渡率 = (返還 + 譲渡) ÷ (引取り + 負傷動物収容) × 100

致死処分率 = 100 - 返還譲渡率

具体的な取組

国の基本指針を踏まえ、犬及びねこの致死処分数の減少に向けて、適正飼養の普及による繁殖制限や遺棄の防止などの施策を展開するとともに、動物愛護団体等との連携強化による返還及び譲渡率の増加を目指し、平成 29 年度までに犬及びねこの引取り数の 50%削減並びに致死処分数の 50%削減を図ります。(平成 18 年度比較)

(1) 譲渡拡大のための仕組みづくり

譲渡事業の協働及び体制の整備等(新規)

犬やねこの譲渡に取り組む動物愛護団体との連携・協働を図り、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。

また、今後動物愛護団体等との協働を進めるためには、動物愛護や譲渡活動の基幹となるような愛護施設や体制の整備が必要と考えており、現在の動物管理センターや保健福祉事務所の役割、機能等を検証しながら進めていきます。

インターネットを活用した譲渡システムの活用(新規)

現在、各保健福祉事務所で備え付けている譲渡したい人と譲り受けたい人とを仲介する「犬ねこの譲渡登録システム」をインターネット版としても作成・管理し、多くの県民が利用できるようにします。

譲渡制度の普及啓発(新規)

譲渡数の増加を図るために保健福祉事務所や動物管理センター等から譲渡を受けた県民の体験談を公開するなどして、新たに犬やねこを飼い始めようとする人へ譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施していきます。

捕獲犬や引取った犬、ねこの保管期間の延長(新規)

狂犬病予防法では、捕獲・抑留後に市町において2日間公示し、公示期間満了後1日の期間(計3日間)を定めて当該犬を処分できるとされています。保管期間が長くなれば飼い主への返還の可能性が高まりますので、保管期間の延長をするための方策・仕組みを構築していきます。

また、引取った犬、ねこの保管期間も延長し、新しい飼い主への譲渡の機会を拡大させます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
譲渡事業の協働及び体制の整備等	実施方法の検討	関係団体との協議	譲渡事業の協働化			

年度	20	21	22	23	24	25以降
インターネットを活用した譲渡システムの活用	実施方法の検討	試行・検証	本格実施			
譲渡制度の普及啓発	体験談の募集	体験談の公開				
捕獲犬及び引取り犬、ねこの保管期間の延長	保管期間延長の検討及び試行		延長の実施			

(2) 犬、ねこの引取り手数料の設定（新規）

引取り頭数を減らすため犬、ねこの終生飼養を指導するとともに飼い主の安易な放棄を抑制する有効な手段の一つとして、犬、ねこの引取りに関して有料化を図ります。

(3) 引取り場所の見直し（新規）

引取りを申し出た飼い主に対する引取り前教育制度を導入するとともに、その教育が適切に行えるよう市町での引取りを廃止し、各保健福祉事務所での引き取りの際の曜日指定の実施に向けて関係機関と協議します。

(4) 飼い主への返還率の向上（新規）

保管期間の延長、不明動物の情報処理システムの整備、ホームページ等を活用した県民に対する情報の提供や所有者明示の有用性の啓発を図り返還率の向上を図ります。

年度	20	21	22	23	24	25以降
犬、ねこの引取り手数料の設定及び引取り場所の見直し	実施方法の検討及び周知					
飼い主への返還率の向上（情報処理システム）	実施方法の検討	試行・検証	本格実施			

5 県民と動物の安全の確保

現状と課題

(1) 動物由来感染症対策

狂犬病をはじめとする人と動物の共通の病気である動物由来感染症についての正しい知識や、その予防対策について理解を深める必要があります。

(2) 災害時対策

災害時に備えて、平常時から関係機関が連携し、動物の救護対策を充実強化していく必要があります。

具体的な取組

(1) 動物由来感染症対策

動物由来感染症に対する正しい知識の普及啓発

動物由来感染症が発生した場合の、知識不足による県民の不安やパニックを防止するため、平常時から、動物の取扱いと動物由来感染症の正しい知識に関して、パンフレット、ホームページ等による普及啓発を強化していきます。

動物由来感染症の情報収集とその提供の実施

国をはじめとする関係機関との連携により、動物由来感染症に関する情報収集を行い、ホームページ等を活用した動物由来感染症情報の発信を行っていきます。

動物由来感染症の対応マニュアルの作成（新規）

動物由来感染症発生時に迅速に対応できるよう、狂犬病をはじめとする動物由来感染症対応マニュアルを作成していきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
動物由来感染症の対応マニュアルの作成	内容の検討 ←	マニュアルの作成 →				

(2) 災害時対策（新規）

市町、県獣医師会、動物愛護団体、民間ボランティアなどの各関係機関と連携し、災害時の備え等について県民に広く周知するとともに、飼い主不明の被災動物を新たな飼い主に引き継ぐためのネットワークの構築を進めていきます。

年度	20	21	22	23	24	25以降
事前準備マニュアル	内容の検討 ←	マニュアルの作成 →				

第4 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1) 行政機関の対応能力の向上

動物取扱業の監視体制を充実するとともに、業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する動物行政担当職員の研修会を充実させ、資質向上に努めます。

また、動物由来感染症発生時対応訓練等を実施して、緊急時における対応能力の向上を図り、動物由来感染症発生時に備えます。

(2) 連絡調整機能の強化

各種会議の運営や情報提供を通じて、庁内関係課間の連絡調整機能を強化していきます。

(3) 調査研究の実施

動物の愛護管理と動物由来感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

3 市町との連携推進

市町の主管課長会や担当者会において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行っていきます。

また、市町には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、動物愛護管理担当者に対する実務研修や苦情・相談対応マニュアルの作成、提供により、担当者の業務への取組を支援します。

4 関係団体との連携推進

社団法人佐賀県獣医師会とは、緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

また、個別具体的な課題に対応するため、動物愛護団体等との連絡体制の整備をしています。

5 達成状況の評価と計画見直し

本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策の着実な推進を図るため、毎年、計画達成状況を点検、評価を行います。また、策定後概ね5年目の平成24年度を目処に本計画の見直しを行います。